

別表 1

違反行為	関係条文	処分内容
無許可営業	法第 7 条第 1 項 法第 7 条第 6 項	取消し
不正手段による営業許可取得	法第 7 条第 1 項 法第 7 条第 6 項	
条例で定める手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき	法第 7 条第 1 2 項	
再委託禁止違反	法第 7 条第 1 4 項	
無許可事業範囲変更	法第 7 条の 2 第 1 項	
不正手段による事業範囲変更許可取得	法第 7 条の 2 第 1 項	
事業停止命令・措置命令違反	法第 7 条の 3 法第 1 9 条の 4 第 1 項 法第 1 9 条の 4 の 2 第 1 項	
名義貸しの禁止違反	法第 7 条の 5	
施設無許可設置	法第 8 条第 1 項	
不正手段による施設設置許可取得	法第 8 条第 1 項	
施設無許可変更	法第 9 条第 1 項	
不正手段による施設変更許可取得	法第 9 条第 1 項	
施設改善命令・使用停止命令違反	法第 9 条の 2	
処理施設無許可譲受け・無許可借受け	法第 9 条の 5 第 1 項	
無確認輸出（未遂、予備を含む）	法第 1 0 条第 1 項	
不法投棄（未遂、不法投棄を目的とした収集運搬を含む）	法第 1 6 条	
不法焼却（未遂、不法焼却を目的とした収集運搬を含む）	法第 1 6 条の 2	
指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第 1 6 条の 3	
改善命令違反	法第 1 9 条の 3	
土地形質変更計画命令違反	法第 1 5 条の 1 9 第 4 項	
土地形質変更措置命令違反	法第 1 9 条の 1 0 第 1 項	
施設使用前検査受検義務違反	法第 8 条の 2 第 5 項	停止 6 0 日

帳簿備付け義務違反	法第7条第15項	停止30日
帳簿保存義務違反	法第7条第16項	
届出義務違反	法第7条の2第3項 法第9条第3項 法第9条第4項 法第9条の7第2項 法第15条の19第1項	
維持管理事項記録義務違反	法第8条の4	
維持管理積立金積立義務違反	法第8条の5	
報告拒否・虚偽報告	法第18条第1項	
立入調査の拒否・妨害・忌避	法第19条	
技術管理者設置義務違反	法第21条第1項	
事故時応急措置命令違反	法第21条の2第2項	応急措置に必要な期間の停止
許可基準不適合	法第7条第5項第3号 法第7条第10項第3号 法第8条の2第1項第1号 法第8条の2第1項第3号	改善に必要な期間の停止 改善の見込みがないときは取消し
許可条件違反	法第7条第11項 法第8条の2第4項	停止30日 5年以内に同違反に係る停止命令を受けているなど、取消し処分を行うに足りる相当の理由があるときは取消し
その他の違反行為	法第7条の3第1号 法第9条の2第1項第3号	停止10日